

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中小零細事業者や小規模農家等への影響を緩和する措置を求める意見書

令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度（消費税適格請求書等保存方式）では、多くの中小零細事業者は取引先から適格請求書（インボイス）の発行を求められることが想定される。

本市においても多くの中小零細事業者や、小規模農家の大多数は免税事業者であり、適格請求書を発行することができず、本則計算の課税事業者は仕入税額控除が行えないため消費税負担が増加することとなる。このことで、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなる、更には値引きの強要につながる懸念されている。

農業経営体の出荷先の多くは農業協同組合（以下「農協」という。）であることから、すでに特例（農協特例等）が設定されているものの、農協以外の民間事業者や直売所へ出荷する場合などは特例が適用されないため、経営に大きな影響を与えることが予想される。

また、家畜市場においては卸売市場特例の対象となっておらず、小規模畜産農家にとっては生産コスト高騰の中、経営に深刻な影響を及ぼしかねない。

よって、国におかれては、中小零細事業者が市場から排除されないよう、また、小規模農家等が営農を継続するとともに、安定的な経営が可能となるよう、以下の措置を講ずることを強く要望する。

記

1. 免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置（インボイス制度導入後3年間は、免税事業者等からの課税仕入れの80%については仕入税額控除ができる措置）を制度施行後6年間は維持すること。
2. 中小零細事業者、小規模農家で直売所出荷者、小規模畜産農家といった免税事業者が、一定の要件を満たせば適格請求書（インボイス）を発行できるような特例を設けること。（課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/財務大臣/経済産業大臣